

議案第15号

倉敷市教育委員会公印規則の改正について

倉敷市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年3月24日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井上正義

倉敷市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

倉敷市教育委員会公印規則（昭和59年倉敷市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の（1）の項の表11の項及び12の項中「63」を「62」に改め、同表19の項及び20の項中「42」を「41」に改め、同表23の項を次のように改める。

23	削除
----	----

別表第1の（2）の項の表13の項中「63」を「62」に改め、同表17の項中「42」を「41」に改め、同表20の項を次のように改める。

20	削除
----	----

別表第2の（1）の項の表中

「

倉敷情報
学習セン
ター印

」を

23
削除

」に改める。

別表第2の（2）の項の表中

「

倉敷情報
学習セン
ター館長印

」を

20
削除

」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

行政組織改正により倉敷情報学習センターを廃止するとともに、霞丘小学校の廃止及び赤崎幼稚園の味野幼稚園への統合により規定を整備するため、規則を改正するものである。

倉敷市教育委員会公印規則（昭和59年倉敷市教育委員会規則第15号）新旧対照表

新							旧						
別表第1（第2条，第4条関係）							別表第1（第2条，第4条関係）						
(1) 庁印							(1) 庁印						
公印 番号	名称	規格（ミ リメー トル）	書体	使用区分	個数	管理者	公印 番号	名称	規格（ミ リメー トル）	書体	使用区分	個数	管理者
11	岡山県倉敷市立 何々小学校印	方45	同上	小学校名をもつてす る賞状等の文書	62	各小学校長	11	岡山県倉敷市立 何々小学校印	方45	同上	小学校名をもつてす る賞状等の文書	63	各小学校長
12	同上	方21	同上	小学校名をもつてす る文書	62	同上	12	同上	方21	同上	小学校名をもつてす る文書	63	同上
19	倉敷市立何々幼 稚園印	方45	同上	幼稚園名をもつてす る賞状等の文書	41	各幼稚園長	19	倉敷市立何々幼 稚園印	方45	同上	幼稚園名をもつてす る賞状等の文書	42	各幼稚園長
20	同上	方21	同上	幼稚園名をもつてす る文書	41	同上	20	同上	方21	同上	幼稚園名をもつてす る文書	42	同上
23	削除						23	倉敷情報学習セ ンター印	方30	同上	情報学習センター名 をもつてする文書	1	情報学習セ ンター館長
(2) 職印							(2) 職印						
公印 番号	名称	規格（ミ リメー トル）	書体	使用区分	個数	管理者	公印 番号	名称	規格（ミ リメー トル）	書体	使用区分	個数	管理者
13	岡山県倉敷市立 何々小学校長印	方21	同上	小学校長名をもつて する文書	62	各小学校長	13	岡山県倉敷市立 何々小学校長印	方21	同上	小学校長名をもつて する文書	63	各小学校長
17	倉敷市立何々幼 稚園長印	方21	同上	幼稚園長名をもつて する文書	41	各幼稚園長	17	倉敷市立何々幼 稚園長印	方21	同上	幼稚園長名をもつて する文書	42	各幼稚園長

20 削除

20	倉敷情報学習センター館長印	方21	同上	情報学習センター館長名をもつてする文書	情報学習センター館長
----	---------------	-----	----	---------------------	------------

別表第2 (第2条関係)

別表第2 (第2条関係)

(1) 庁印

(1) 庁印

1, 2, 2の2

倉	敷	市
教	育	委
員	会	印

1, 2, 2の2

倉	敷	市
教	育	委
員	会	印

3

倉	敷	市	立
何	々	学	校
給	食	共	同
調	理	場	印

3

倉	敷	市	立
何	々	学	校
給	食	共	同
調	理	場	印

4

倉	敷	市	青
少	年	育	成
セ	ン	タ	ー
印			

4

倉	敷	市	青
少	年	育	成
セ	ン	タ	ー
印			

5

削除

5

削除

6

削除

6

削除

7

倉	敷	市
何	々	公
民	館	印

7

倉	敷	市
何	々	公
民	館	印

8

倉	敷	市	立
何	々	図	
書	館	印	

8

倉	敷	市	立
何	々	図	
書	館	印	

9

倉	敷	市
立	美	術
館		印

9

倉	敷	市
立	美	術
館		印

10

倉	敷	市	立
自	然	史	
博	物	館	印

10

倉	敷	市	立
自	然	史	
博	物	館	印

11, 12

岡	山	県	倉	敷
市	立	何	々	
小	学	校	印	

11, 12

岡	山	県	倉	敷
市	立	何	々	
小	学	校	印	

13, 14

岡	山	県	倉	敷
市	立	何	々	
中	学	校	印	

13, 14

岡	山	県	倉	敷
市	立	何	々	
中	学	校	印	

15, 16

岡	山	県	倉	敷
市	立	何	々	
高	等	学	校	印

15, 16

岡	山	県	倉	敷
市	立	何	々	
高	等	学	校	印

17, 18

岡	山	県	倉	敷
市	立	倉	敷	
支	援	学	校	印

17, 18

岡	山	県	倉	敷
市	立	倉	敷	
支	援	学	校	印

19, 20

倉	敷	市	立
何		々	
幼	稚	園	印

19, 20

倉	敷	市	立
何		々	
幼	稚	園	印

21

倉	敷	市	立
ラ	イ	フ	パ
ク	倉	敷	印

21

倉	敷	市	立
ラ	イ	フ	パ
ク	倉	敷	印

22

倉	敷	市	民
学	習	セ	ン
タ		ー	印

22

倉	敷	市	民
学	習	セ	ン
タ		ー	印

23
削除

24
倉 数 教
育 セ ン
タ ー 印

25
倉 数 科
学 セ ン
タ ー 印

26
倉 数 埋 蔵
文 化 財 セ
ン タ ー 印

備考

ひな形中「何々」とある庁印については、字数に応じて適宜配字又は配列を調整することができる。

(2) 職印

1, 2, 3, 4

倉 数 市 教
育 委 員 会
教 育 長 印

5

倉 数 市 教 育 委
員 会 教 育 長
職 務 代 理 者 印

6

倉 数 市 立 何
々 学 校 給
食 共 同 調
理 場 所 長 印

7

倉 数 市 青 少
年 育 成 セ ン
タ ー 所 長 印

8
削除

9

倉 数 市
何 々 公
民 館 長 印

10

倉 数 市 立
何 々 図 書
館 長 印

11

倉 数 市
立 美 術
館 長 印

12

倉 数 市 立
自 然 史 博
物 館 長 印

13

岡 山 県 倉 数
市 立 何 々
小 学 校 長 印

14

岡 山 県 倉 数
市 立 何 々
中 学 校 長 印

15

岡 山 県 倉 数
市 立 何 々 高
等 学 校 長 印

16

17

18

19

23

倉 数 情 報
学 習 セ ン
タ ー 印

24

倉 数 教
育 セ ン
タ ー 印

25

倉 数 科
学 セ ン
タ ー 印

26

倉 数 埋 蔵
文 化 財 セ
ン タ ー 印

備考

ひな形中「何々」とある庁印については、字数に応じて適宜配字又は配列を調整することができる。

(2) 職印

1, 2, 3, 4

倉 数 市 教
育 委 員 会
教 育 長 印

5

倉 数 市 教 育 委
員 会 教 育 長
職 務 代 理 者 印

6

倉 数 市 立 何
々 学 校 給
食 共 同 調
理 場 所 長 印

7

倉 数 市 青 少
年 育 成 セ ン
タ ー 所 長 印

8
削除

9

倉 数 市
何 々 公
民 館 長 印

10

倉 数 市 立
何 々 図 書
館 長 印

11

倉 数 市
立 美 術
館 長 印

12

倉 数 市 立
自 然 史 博
物 館 長 印

13

岡 山 県 倉 数
市 立 何 々
小 学 校 長 印

14

岡 山 県 倉 数
市 立 何 々
中 学 校 長 印

15

岡 山 県 倉 数
市 立 何 々 高
等 学 校 長 印

16

17

18

19

岡山県倉敷
市立倉敷支
援学校長印

20
削除

倉敷市立
何々幼
稚園長印

21

倉敷教育
センター
館長印

倉敷市立ラ
イフパーク
倉敷所長印

22

倉敷科学
センター
館長印

倉敷市民
学習セン
ター館長印

23

倉敷埋蔵
文化財セン
ター館長印

備考

ひな形中「何々」とある職印については、字数に応じて適宜配字又は配列を調整することができる。

岡山県倉敷
市立倉敷支
援学校長印

20

倉敷情報
学習セン
ター館長印

倉敷市立
何々幼
稚園長印

21

倉敷教育
センター
館長印

倉敷市立ラ
イフパーク
倉敷所長印

22

倉敷科学
センター
館長印

倉敷市民
学習セン
ター館長印

23

倉敷埋蔵
文化財セン
ター館長印

備考

ひな形中「何々」とある職印については、字数に応じて適宜配字又は配列を調整することができる。